

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 機構は、<u>環境安全保健業務</u>を推進する全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>環境安全保健</u>に関する業務の推進及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 事業場（京都大学安全衛生管理規程（平成19年達示第8号。以下この号において「安衛規程」という。）第9条第1項に定めるものをいう。）又は部局（安衛規程第2条第7号に定めるものをいう。）における<u>環境安全保健</u>に関する業務の支援に関すること。</p> <p>(3) <u>環境安全保健</u>に関する教育訓練、講習会その他啓発活動に関すること。</p> <p>(4) その他<u>環境安全保健業務</u>に関し、機構長が必要と認めること。</p> <p>(中 略)</p> <p>(部門)</p> <p>第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。</p> <p>環境管理部門 安全管理部門 放射線管理部門 健康管理部門</p> <p>2 部門及び施設部環境安全保健課は、機構において第2条第1項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 <u>低温物質科学研究センター及び学生総合支援センター</u>は、第1項に定める部門が行う業務の協力を行う。</p> <p>4 部門に部門長を置き、本学の教職員のうちから、機構長が指名する。</p> <p>5 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>(附属センター)</p> <p>第11条 機構に、次に掲げる附属センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <p>環境科学センター 安全科学センター 放射性同位元素総合センター 健康科学センター</p> <p>2 センターは、第2条第1項各号に掲げる業務に関する研究を行う。</p> <p>3 センターにセンター長を置き、本学の専任の教授のうちから、協議会の議を踏まえて、機構長が指名</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 機構は、<u>環境安全保健及び低温物質管理</u>（以下「<u>環境安全保健等</u>」という。）に関する業務を推進する全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>環境安全保健等</u>に関する業務の推進及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 事業場（京都大学安全衛生管理規程（平成19年達示第8号。以下この号において「安衛規程」という。）第9条第1項に定めるものをいう。）又は部局（安衛規程第2条第7号に定めるものをいう。）における<u>環境安全保健等</u>に関する業務の支援に関すること。</p> <p>(3) <u>環境安全保健等</u>に関する教育訓練、講習会その他啓発活動に関すること。</p> <p>(4) その他<u>環境安全保健等</u>に関する業務のうち、機構長が必要と認めること。</p> <p>(部門)</p> <p>第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。</p> <p>環境管理部門 安全管理部門 放射線管理部門 健康管理部門 <u>低温物質管理部門</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 学生総合支援センターは、第1項に定める部門が行う業務の協力を行う。</p> <p>4 } 5 } (同 左)</p> <p>(附属センター)</p> <p>第11条 機構に、次に掲げる附属センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <p>環境科学センター 安全科学センター 放射性同位元素総合センター 健康科学センター <u>物性科学センター</u></p> <p>2 } 3 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>する。</p> <p>4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (後 略)</p>	<p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 京都大学低温物質科学研究センター規程(平成16年達示第55号)は、廃止する。</p>